

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年1月18日（平成30年（行個）諮問第4号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行個）答申第120号）

事件名：本人の療養補償給付に係る特定労働基準監督署長から特定法人宛ての特定日付け「レセプトの修正依頼について」等に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月20日付け千労発基0720第4号により、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示の理由について

平成29年7月20日付けの保有個人情報の開示をする旨の決定通知書によると、「開示対象にかかる保有個人情報には、開示請求者以外の特定制人の氏名、印影、開示請求者以外の特定制人からの聴取等の調査を行った際の聴取内容、医師の意見に関する記述などが記載されており、これらは開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。また、当該保有個人情報には、偽造により悪用されるおそれのある代表者の印影が記載されており、これらは特定の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。さらに、当該保有個人情報には、開示請求者以外の特定個人（第三者）から聴取した内容等に係る記述、医師の意見に関する記述が記載されており、これらは労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法14条7号柱書きに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」と述べている。

イ 不開示の理由がないこと

不開示とされた部分には、開示請求者本人の個人情報として、さらに開示されてしかるべき部分が含まれていると考えられるため。

ウ 結語

以上から、本件不開示部分について、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。

(2) 意見書

諮問庁は、審査請求人以外の自署、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものは、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないとして、別表中、文書番号1の①、5、6、12の①、13の①、14の①、15、16の①、17、19の①、20の①、21の①、22、24の①、25の①、26の①、27の①及び30については不開示としていることから、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等に関する情報が開示されたとしても、被聴取者等が不当な干渉を受けることは懸念されず、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれもないと考えられる。

また、上記のとおり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものがすべて不開示とされていることから、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等に関する情報が開示されたとしても、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょするおそれはないと考えられる。

さらに、本件労災請求に係る処分については、すでに一定の結論が出されており、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことから、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等に関する情報が開示されたとしても、被聴取者等が不当な干渉を受けることは懸念されず、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれもなく、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴

取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょするおそれはないと考えられる。

最後に、諮問庁が述べているように、「労災請求者側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。」のならば別表中，文書番号1の②，2，12の②，13の②，14の②，16の②，19の②，20の②，21の②，24の②，25の②，26の②，27の②及び28の不開示部分のうち，労災請求者側，事業場側いずれか一方に不利になる申述以外の部分については，開示されるべきと考えられる。たとえば，文書番号1の②は，すべて不開示とされているが，労災請求者側，事業場側いずれか一方に不利になる申述であるとは考えられない。

したがって，不開示とされている部分について，さらに開示されるべき部分の開示を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下，第3において「請求者」という。）は，平成29年5月21日付けで，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「請求者の，以下に係る，復命書及び添付資料など，一切の記録 1，請求者に関する，事務連絡・平成26年特定月日A付け特定労働基準監督署長による，特定医療法人社団宛て『レセプトの修正依頼について』と題する文書に関するもの，2，請求者に関する，（事務連絡）・平成26年特定月日A付け及び平成26年特定月日B付け，特定労働基準監督署長による，特定病院（院長）宛て『レセプトの修正依頼について』と題する文書等に関するもの，3，請求者に関する，事務連絡・平成26年特定月日C付け特定労働基準監督署長による，特定クリニック宛て『レセプトの修正依頼について』と題する文書に関するもの並びに平成26年特定月日D及び平成26年特定月日Eに特定労働基準監督署から特定クリニックへの電話対応によって，当該文書の内容が変更された，その変更された内容に関するもの，4，平成26年特定月日A，請求者が特定労働基準監督署を訪れた際，請求者の傷病である特定疾病が労災認定されたことを知らされた。労災認定された請求者の特定疾病及び，それ以後に労災認定された請求者の特定症状に関するもの。」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して，処分庁が平成29年7月20日付け千労発基0720第4号により部分開示決定（原処分）を行ったところ，請求者がその取消しを求めて，同年10月19日付け（同月20日受付）で審査請求を

提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「請求者の、以下に係る、復命書及び添付資料など、一切の記録 1, 請求者に関する、事務連絡・平成26年特定月日A付け特定労働基準監督署長による、特定医療法人社団宛て『レセプトの修正依頼について』と題する文書に関するもの、2, 請求者に関する、(事務連絡)・平成26年特定月日A付け及び平成26年特定月日B付け、特定労働基準監督署長による、特定病院(院長)宛て『レセプトの修正依頼について』と題する文書等に関するもの、3, 請求者に関する、事務連絡・平成26年特定月日C付け特定労働基準監督署長による、特定クリニック宛て『レセプトの修正依頼について』と題する文書に関するもの並びに平成26年特定月日D及び平成26年特定月日Eに特定労働基準監督署から特定クリニックへの電話対応によって、当該文書の内容が変更された、その変更された内容に関するもの、4, 平成26年特定月日A, 請求者が特定労働基準監督署を訪れた際、請求者の傷病である特定疾病が労災認定されたことを知らされた。労災認定された請求者の特定疾病及び、それ以後に労災認定された請求者の特定症状に関するもの。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表中、文書番号1の①, 5, 6, 12の①, 13の①, 14の①, 15, 16の①, 17, 19の①, 20の①, 21の①, 22, 24の①, 25の①, 26の①, 27の①及び30の不開示部分は、請求者以外の自署、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号1の②, 2, 12の②, 13の②, 14の②, 16の②, 19の②, 20の②, 21の②, 24の②, 25の②, 26の②, 27の②及び28の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報

が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表中、文書番号19の③の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表中、文書番号1の②、2、12の②、13の②、14の②、16の②、19の②、20の②、21の②、24の②、25の②、26の②、27の②及び28の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求者側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月22日 審議
- ④ 同年7月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年10月1日 審査請求人から意見書を收受
- ⑥ 同月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号30に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番17及び通番25は、特定労働基準監督署の担当調査官の求めに応じて提出された医師の意見であり、当該医師の氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において既に開示されている情報と同一の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番32は、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した審査請求人以外の個人の属性に関する一般的な記述であり、法14条2号の個人に関する情報に該当するとは認められない。また、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1は、特定医療機関の担当者の所属及び姓であり、通番4及び通番5は、特定医療機関の担当者の姓であり、通番33は、特定地方公共団体の担当者の姓又はメールアドレスであり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6、通番8、通番10、通番12、通番13、通番15、通番16、通番19、通番21、通番23、通番24、通番26、通番28及び通番30は、医師の署名及び印影であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番18は、特定医療機関の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2、通番7、通番9、通番11、通番14、通番17、通番20、通番22、通番27、通番29及び通番31は、特定労働基準監督署の担当調査官の求めに応じて提出された医師の意見であり、

これを開示すると医師が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3及び通番32について

a 当該部分のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した被聴取者の職氏名及び特定医療機関の担当者の姓は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

審査請求人の、以下に係る、復命書及び添付資料など、一切の記録

- 1 審査請求人に関する、事務連絡・平成26年特定月日A付け特定労働基準監督署長による、特定医療法人社団宛て「レセプトの修正依頼について」と題する文書に関するもの
- 2 審査請求人に関する、（事務連絡）・平成26年特定月日A付け及び平成26年特定月日B付け、特定労働基準監督署長による、特定病院（院長）宛て「レセプトの修正依頼について」と題する文書等に関するもの
- 3 審査請求人に関する、事務連絡・平成26年特定月日C付け特定労働基準監督署長による、特定クリニック宛て「レセプトの修正依頼について」と題する文書に関するもの並びに平成26年特定月日D及び平成26年特定月日Eに特定労働基準監督署から特定クリニックへの電話対応によって、当該文書の内容が変更された、その変更された内容に関するもの
- 4 平成26年特定月日A、審査請求人が特定労働基準監督署を訪れた際、審査請求人の傷病である特定疾病が労災認定されたことを知らされた。

労災認定された審査請求人の特定疾病及び、それ以後に労災認定された審査請求人の特定症状に関するもの。

別表

1 文書番号及び 文書名		2 通 番	3 不開示を維持する部 分	4 法 1 4 条 該 当 号			5 開示す べき部分
文 書 番 号	文 書 名			2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	架電・机上・ 調査結果復命 書①	1	① 2 頁 1 3 行目 1 1 文字 目ないし 1 5 文字目	○			なし
		2	② 1 頁の「調査記録（内 容）・調査結果」欄 5 行 目 2 1 文字目ないし 3 0 文字目及び 2 頁 2 行目な いし 1 2 行目	○		○	なし
2	架電・机上調 査復命書①	3	2 頁の不開示部分	○		○	なし
3	架電・机上・ 調査結果復命 書①	—	なし	—	—	—	—
4	診療費の調査 依頼について 等	—	なし	—	—	—	—
5	診療費請求内 訳書等①	4	9 頁の担当者氏名	○			なし
6	診療費請求内 訳書等②	5	4 頁の担当者氏名	○			なし
7	関連資料①	—	なし	—	—	—	—
8	レセプトの修 正依頼につい て等	—	なし	—	—	—	—
9	架電・机上・ 調査復命書②	—	なし	—	—	—	—
1 0	架電・机上・ 調査復命書③	—	なし	—	—	—	—
1	認定事務相談	—	なし	—	—	—	—

1	依頼記録簿					
1 2	意見書等①	6	① 1 頁の医師の署名及び印影	○		なし
		7	② 1 頁の「依頼事項にかかる意見」欄の不開示部分	○	○	なし
1 3	意見書等②	8	① 1 頁の医師の署名及び印影	○		なし
		9	② 1 頁の「依頼事項にかかる意見」欄の不開示部分	○	○	なし
1 4	意見書等③	1 0	① 1 頁の医師の署名及び印影	○		なし
		1 1	② 1 頁の「依頼事項にかかる意見」欄の不開示部分	○	○	なし
1 5	意見書等④	1 2	1 頁の医師の署名及び印影	○		なし
1 6	意見書等⑤	1 3	① 2 頁の医師の署名及び印影	○		なし
		1 4	② 2 頁の「依頼事項にかかる意見」欄の不開示部分	○	○	なし
1 7	意見書等⑥	1 5	1 頁の医師の印影	○		なし
1 8	審査請求人提出資料	—	なし	—	—	—
1 9	意見書等⑦	1 6	① 6 頁の診療医の署名, 2 8 頁及び 2 9 頁の説明医師の署名並びに 3 1 頁, 3 3 頁及び 4 0 頁の医師の署名及び印影	○		なし
		1 7	② 3 1 頁及び 3 3 頁の「依頼事項にかかる意見」欄の不開示部分並びに 4 0 頁の不開示部分(ただし上記 ① を除	○	○	4 0 頁の不 開示部分

			く。)				
		1 8	③ 1 頁及び 2 頁の医療機 関の印影	○			なし
2 0	意見書等⑧	1 9	① 1 頁の医師の署名及び 印影	○			なし
		2 0	② 1 頁の「依頼事項にか かる意見」欄の不開示部 分	○		○	なし
2 1	意見書等⑨	2 1	① 1 頁の医師の署名及び 印影	○			なし
		2 2	② 1 頁の「依頼事項にか かる意見」欄の不開示部 分	○		○	なし
2 2	意見書等⑩	2 3	2 頁の医師の署名及び印 影	○			なし
2 3	関連資料②	—	なし	—	—	—	—
2 4	意見書等⑪	2 4	① 2 頁の医師の署名及び 印影	○			なし
		2 5	② 2 頁の不開示部分（た だし上記①を除く。）	○		○	全て
2 5	意見書等⑫	2 6	① 2 頁の医師の署名及び 印影	○			なし
		2 7	② 2 頁の「依頼事項にか かる意見」欄の不開示部 分	○		○	なし
2 6	意見書等⑬	2 8	① 2 頁の医師の署名及び 印影	○			なし
		2 9	② 2 頁の「依頼事項にか かる意見」欄の不開示部 分	○		○	なし
2 7	意見書等⑭	3 0	① 2 頁の医師の署名及び 印影	○			なし
		3 1	② 2 頁の「依頼事項にか かる意見」欄の不開示部 分	○		○	なし
2	実地調査結果	3	3 頁ないし 5 頁の不開示	○		○	9 頁 2 6 行

8	復命書	2	部分，9頁の不開示部分（ただし3行目を除く。），10頁ないし12頁の不開示部分，13頁の不開示部分（ただし7行目及び <u>29</u> 行目40文字目ないし43文字目を除く。）及び14頁の不開示部分（ただし36行目を除く。）				目31文字 目ないし37文字目 14頁15行目16文字目ないし21文字目
29	架電・机上・調査復命書④	—	なし	—	—	—	—
30	架電・机上・調査復命書⑤	33	2頁の枠内18行目14文字目及び15文字目，3頁の枠内18行目16文字目及び17文字目並びに5頁，12頁，13頁，17頁，18頁及び20頁ないし24頁の不開示部分	○			なし

(注) 理由説明書・別表の文書番号28の下線部に誤植があり，当審査会事務局で訂正した。